HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ革命後の統治機構改革　－ヴァジニア州の場合－
Author(s)	櫛田, 久代
Citation	北大法学論集, 45(1-2), 107-150
Issue Date	1994-07-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15575
Type	bulletin (article)
File Information	45(1-2)_p107-150.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

アメリカ革命後の統治機構改革

――ヴァジニア州の場合――

櫛田久代

目次

一　はじめに
二　君主政から共和政への移行
（一）「権利の宣言」
（二）ヴァジニア新政府の統治機構
三　法律改正委員会

（一）法律改正委員会の創設
（二）法律改正委員会の報告書――一二六の改正法案
（三）トマス・ジェファソンの共和国構想
四　独立戦争後のヴァジニア州議会
（一）改正法案の制定化作業とジェイムズ・マディソン
（二）トマス・ジェファソンの共和国構想の行方
五　おわりに

一　はじめに

一六〇七年、ジェイムズタウンの建設で始まったヴァジニア植民地は、イギリス領北アメリカ植民地の中で最も古い植民地であり、一六一九年には、北アメリカ植民地初の議会が組織されている。ヴァジニアは早くから商品価値の高い煙草栽培を開始し、西方に広がる広大で安価な土地と多数の黒人奴隷に支えられ、南部独特の奴隷制プランテーションを発達させてきた(1)。一六二四年には王領植民地に改組されるが、植民地議会の構成員であるプランターたちは、本国から派遣される総督に対抗して、次第に独自の植民地自治を育んでいった。そして、一七六三年フレンチ・インディアン戦争終結後、イギリス政府がアメリカ植民地の統治政策を強化して以降、本国とヴァジニア植民地との対立は深まり(2)、結局、ヴァジニアは一七七六年イギリスからの独立を決議するに至った(3)。

ヴァジニアの場合、支配階級を構成するプランターが革命を主導したため、独立後も植民地時代と連続性の高い支配秩序が存続しており、革命によるドラスティックな体制変革の構図はみうけられない。しかし、君主制から共和制への統治体制の移

行、および反英抗争を導いた革命期の政治思想の影響という側面から、改めて、ヴァジニアにおける統治機構面での変化を問い直せないだろうかというのが、ここでの問題関心である。

そこで本論は、ヴァジニアにおいて革命期に行えなかった改革を革命後に行おうとする、いわば後手に回った統治機構改革の行方を検討したものである。具体的には、一七七六年の第一回ヴァジニア州議会で創設された法律改正委員会の活動とその意義を研究対象としている。共和制に移行後、支配階級内部から沸き起こったこの統治機構改革の機運は、明らかにヴァジニアの政治秩序を新しく構想し直すことを意図したものであった。このヴァジニア第二の革命とでもいうべき試みに着目することで、植民地時代と連続性が高いといわれるヴァジニアの共和政治の内実を考察してみたい。

二　君主政から共和政への移行

(一)「権利の宣言」

一七六五年の印紙税法反対運動以来、マサチューセッツと共に反英抗争をリードしてきたヴァジニア植民地は、一七七六年五月一五日、七月四日のアメリカ一三植民地による独立宣言の発表に先立って、独立を決議した。そして、六月一二日に「権利の宣言」を、六月二九日に統治機構について定めた「ヴァジニア憲法」を採択している。(1) 両文書を起草したジョージ・メーソン (George Mason) は、法律家ではなかったものの、地元のカウンティ裁判所で長年、治安判事を務め司法実務経験があり、特に、土地取引の法的知識が豊富なことで一目置かれていた人物であった。独立革命期の指導者を保守派、急進派、中間派に分類するとすれば、どちらかと言えば、メーソンは、中間派に属している。ちなみに、パトリック・ヘンリー (Patrick Henry)、リチャード・ヘンリー・リー (Richard Henry Lee)、トマス・ジェファソン (Thomas Jefferson) は急進派に、ジョージ・ワシントン (George Washington)、エドモンド・ペンドルトン (Edmund Pendleton) は、メーソンと同じく中間派に、そして、ロバート・カーター・ニコラス (Robert Carter Nicholas)(2) 他多数が保守派に属していたといえる。

≪表1≫(3)は「権利の宣言」の概要である。「権利の宣言」は、一六条から構成されており、反英抗争の過程で、植民地人が明確にしてきた権利意識を総括している。特に、革命期の抵抗理論の中核をなした、自然権、人民主権の原理、社会契約論に基付く政府観を列挙している第一条から三条は、革命のもつ共和

《表1》　ヴァジニアの「権利の宣言」

1776年6月12日採択

第1草案（14）	委員会草案（18）	「権利の宣言」（全16条）
1．①	①	①「人間はすべて生来等しく自由かつ独立しており、一定の生まれながらの権利を有する。」・・・自然権
2．②	②	
3．③	③	
4．④	④	②人民主権
5．⑤	⑤	③政府樹立の目的、革命権
6．財産権の不可侵	⑥′	④公職および特権の世襲の禁止
7．⑧	財産権の不可侵	⑤三部門の権力分立、定期的な選挙の規定
8．⑮	⑦	⑥自由な選挙、抽象的な選挙権資格
9．⑯宗教的寛容	遡及的法の禁止	⑦人民の同意に基づく課税権および立法権
10．⑪	⑧	⑧刑事手続き上の基本原則
11．⑫	⑨′	⑨過重な保釈金、苛酷な刑罰の禁止
12．遡及的法の禁止	⑩	⑩一般捜索逮捕令状の禁止
13．⑩	⑪	⑪民事訴訟にも陪審制を適用
14．⑦	⑫	⑫言論出版の自由
15．	⑬′	⑬民兵および軍隊の文民統制、平時における常備軍の禁止
16．	⑭′	
17．	⑮	⑭一州内に一政府の規定
18．	⑯宗教的寛容	⑮市民が保持すべき徳性
		⑯信教の自由

［備考］

1）委員会：権利の宣言および憲法制定準備委員会、1776年5月15日発足。ちなみに、統治機構を規定した憲法の採択は、6月24日。

2）第1草案の11～14は、Thomas Ludwell Lee、それ以外は、George Mason が起草。

3）条文番号の右上「′」は、新たに付加された条文。

主義的理念をよく表している。もちろん、この中には、共和国を形成するに際し新たに宣言されている権利もある。例えば、第一五条の公正、中庸、節制、質素といった市民の徳性についての規定や、第一六条の信教の自由の規定などがこれに当てはまるだろう。[4]「権利の宣言」は、総じて観念的であり、革命のもつ理想主義的な側面を物語っているといえよう。

(二) ヴァジニア新政府の統治機構

しかし、一七日遅れで採択された「ヴァジニア憲法」は、[5]「権利の宣言」と同じくジョージ・メーソンが起草しているにも拘わらず、王政下の圧政の経験から立法部優位の統治機構を編み出した以外、植民地時代の統治機構と大差はみられない。[6]それには幾つか理由が考えられる。まず、「権利の宣言」は、植民地人がさまざまな決議を通じて何度か表明してきたことを集大成したという性格をもつのに対し、「憲法」は、従来あまり議論されてこなかった統治機構に関する内容であったこと、しかも、準備期間が一カ月という短期間しかなかったことも考慮しなければならないだろう。第二に、抽象的な「権利の宣言」に対して、具体的な統治機構を定めた「憲法」の方が、関係者の直接的な利害にかかわるため、もともと保守派、中間派が多数を占める革命協議会では、現行の制度を大幅に変更しようとする気運が弱かったということが挙げられよう。

それでは、「憲法」がどのように統治機構について規定していたのか、ヴァジニアの政府機構全体を概観して三点ほどかいつまんでその特徴を指摘したい。

≪表2≫[7]は、立法、行政、司法の各部門についてヴァジニア憲法で規定されている内容の概要である。

第一に、立法部が、知事、行政参議会、各裁判所の裁判官を含め官職者の選任権および弾劾権を行使でき、三部門の中で最も強大な権限を有している。それに対して、行政部は、ほとんどの場合、知事の決定に行政参議会の助言が必要とされている。しかも、知事は従来総督が行使してきた立法に対する拒否権や議会の召集、閉会および解散権をもたず、知事の権限が弱められている。この「憲法」で構想された立法部優位の体制[8]は、長期的にみると、植民地時代、国王が任命する総督の権力を植民地議会が侵食してきた過程を物語るものであり、直接的には人々の記憶に新しいダンモア総督およびイギリス本国政府の悪政に由来している。[9]また、*Papers of George Mason* の編者であるラットランド (Robert A. Rutland) が指摘するように、起草者のジョージ・メーソンが、ジョン・ロック (John Locke) の『統

〈表2〉　ヴァジニア憲法：三部門の概要

	構成		選任/選出方法	任期
立法部	下院（代議院）	各カウンティ2名/特別地区 各1名 総計150～160名	直接選挙	1年間
	上院	24の選挙区 選挙区各1名 総計24名 （定足数13名）		4年間 （毎年1/4交替）
行政部	知事	1名	両院の合同投票	1年間 （2回再選可、但し3年間在職後4年間再選禁止）
	《補佐機関》 州行政参議会 （枢密院）	8名 （定足数4名）		3年間 （毎年1/4交替） /任期終了後3年以上再選禁止）
司法部	《中央機関》a 各裁判官 ・最高裁判所（the Supreme Court of Appeals） ・大審院 （General Court） ・衡平法裁判所（C. of Chancery） ・海事裁判所（C. of Admiralty） 書記官 法務長官 《地方機関》b カウンティ裁判所 ①治安判事 （Justices of the Peace） ②保安官（Sheriffs） ②検死官（Coroners） ③検察吏（Constables） 書記		[aに関して] 両院の合同投票 死亡・失格・辞任の場合は知事が『行政参議会の助言の下で』（以下※）後任を指名 [bに関して] ①※知事が任命（カウンティ裁判所の推薦に基づき） ②各裁判所が指名し、※知事が任命 ③治安判事による任命 *各裁判所の書記はそれぞれの裁判所の裁判官が任命	重大な罪禍なき限り 終身

	構成員の資格（被選挙権）		権　　限
立法部	下院	現に居住する自由土地所有者/法律上の適格者	*法案の先議権は下院が有し、上院は財政法案に関して修正権を有さない *両議院とも各議会の延会権を有する 《両議院による合同投票によって》 ・知事の選出 ・各裁判所の裁判官、書記官、法務長官の指名 ・出納局長の任命・大陸会議の代表選出 ・大陸会議の代表選出 *代議院は知事、裁判官、官職者の弾劾裁判権をもつ
	上院	〃 加えて25歳以上	
行政部	知事	特に記載なし	《※》での知事の権限 ・政府の行政権の執行 ・刑の執行、延期ないし恩赦の権限（但し、当該刑事訴追が代議院で行われた場合もしくは法律が別に定めている場合は除外） ・知事は会期中議会の停会、延会及び解散権も有さないが、必要な場合には※もしくは代議院の過半数の申請に基づいて、停会ないし議会を召集できる ・民兵の将校の任命、停職権（カウンティ裁判所の勧告に基づき） ・民兵の部隊の編成権 ・各裁判所の裁判官、書記官、法務官、治安判事の任命権 *民兵の指揮権（知事単独の権限）
	州行政参議会	両議院の議員/人民	
司法部	特に記載なし		特に記載なし

[備考]
(1)選挙権は現行通りとする
(2)憲法改正手続きについて記載なし

治論』やジョン・トレンチャード（John Trenchard）とトマス・ゴードン（Thomas Gordon）の『カトーの手紙』から思想的影響を受けており、「人民」の意見を反映する場として立法部を三部門の中で優位に位置付けた点も、もちろん無視できないだろう。[10]

第二に、司法制度についてほとんど言及されていない。官職者の選任方法について若干規定されているのみである。特に、植民地時代、地方政治の中心であり、司法、行政、立法の三役を担ってきたカウンティ裁判所についても官職者の任命方法に触れているだけである。そのため、「憲法」は、植民地時代プランターがその官職を独占し、プランターの支配秩序を地方レベルから支えてきたカウンティ裁判所に関してほとんど言及しないことで、植民地時代の支配秩序を温存させていたといってよい。

第三に、選挙権については現行通りとされ、植民地議会選挙の際に運用されていた一七三六年の選挙法がそのまま採用されていた。この選挙法は、有権者の財産資格を「家屋とともに二五エーカーのプランテーションを所有しているか、未開拓であれば一〇〇エーカーの土地を所有している自由土地所有者か、または、市街地居住者であれば、宅地を所有する自由土地所有者」と規定していた。[11] しかも、黒人、ムラートおよび女性が排除されているほか、当時は、宗教上の不適格条項も存続しており、「憲法」が一七三六年の選挙法を採用したことは、革命がヴァジニアの政治社会の構成員に大きな変化をもたらすものではなかったことを示していた。[12]

このように、ヴァジニアの「権利の宣言」、「憲法」は共に、植民地時代支配階級を構成していたプランターを主体とする共和政治の統治原理であったことに注意する必要がある。革新的な内容の「権利の宣言」ですら、第一条の審議の段階で「すべての人間は生来等しく自由かつ独立しており」の「すべての人間」の中に黒人奴隷が含まれないことは確認済みの事実であった。[13] ヴァジニアの統治機構は、繰り返しになるが、既存の統治制度を大幅に変更するものではなかった。この旧制度と新制度との連続性は、ヴァジニア革命が植民地時代の支配秩序の多くを維持したまま、領土外にいた君主の存在を排除することで「君主政から共和政」への移行を果たしたことと無関係ではないだろう。

斎藤眞氏は、「君主政から共和政」への転換が、アメリカ人の間で、一部の国王派、親英派を除き、それほど抵抗なしに受け入れられた理由を次のように述べている。「制度としての君主

政は存在していたにせよ、君主自体は植民地時代を通じて不在君主であったことに、求められないであろうか。…君主政とはアメリカ諸植民地の内政に関する限り名目的なものにすぎず、そこにあったのは実質的には共和政であったということができよう」と[14]。斎藤氏の指摘は、そのままヴァジニアにおいても妥当するだろう。ただし、アメリカ革命で総称されるとはいえ、ヴァジニア革命で成立した共和政の内実は、ペンシルヴェニアの場合のように民衆を包括するものではありえなかった、つまり、支配階級の入れ替わりが生じなかったという点が、ヴァジニア革命の特徴だからである。そのために、植民地時代から、既に、プランターによる広範な自治が行われていたヴァジニアにおいては、革命後も植民地時代の統治機構が存続していたといえよう。

三　法律改正委員会

（一）法律改正委員会の創設

革命後ヴァジニアでは、従来の統治機構を改革する新たな動きがあらわれる。現行の法制度を改革するため一七七六年一〇月に始まる第一回州議会において、法律改正委員会が創設された。

法律改正委員会の創設を定めた法律の前文において、この法律改正の意義は次のように説明されている。「この国の政体に必要であった最近の変革に応じて、今まで有効であった法律群についても変化に対応する改革を行う必要がある。というのも、その法律の多くは現在の政府の権限に適合しなくなっている。また、その他の法律は、共和主義の精神と異質な原理に基付いている。また、これらは革命以前、長期にわたって人民に圧政的であり、君主制が存続している限り、決して撤回されえなかったからである。さらに、我々の祖先がイギリスにいた頃にその起源をもつ法律は、現在の我々の時代や環境状況に十分適合しえなくなっているからである。だからこそ、統治体制の変化に応じて従来とは異なる一定の法律群を導入する必要がある[1]」。

一一月五日、議会はこの作業を遂行するため委員会の委員に、「ヴァジニア憲法」の前文および「独立宣言」の起草者であり、「ヴァジニア憲法」作成時、かなり革新的なヴァジニア憲法草案を提出していたトマス・ジェファソン[2]、ヴァジニア革命政府のリーダーとして活躍したエドモンド・ペンドルトン、「独立宣言」の署名者でもあるジョージ・ウィズ（George Wythe）、ヴァジニアの「権利の宣言」と「憲法」を起草したジョージ・

メーソン、ヴァジニアの「権利の宣言」の一部を起草したトマス・ラドウェル・リー（Thomas Ludwell Lee）の五人を任命した。五人のうち、メーソンとリーを除いて三人が法律家であった。

法律改正委員会は、作業を進めるに当たってペンドルトンが主張した「既存の法制度を全般的に廃止して、新たに完全な制度を準備する」方法はとらず、ジェファソンが主張した「全般的な制度を保全しそれを現在の状況にあわせて改正する」方法を選択した。全般的な法制度の改正はかなり労力を要する作業であること、また、新制度が定着するまでの混乱に鑑みて、結局、後者の方向に落ち着いたことがジェファソンの自伝で明らかにされている。(3) また、この点の改正作業について『ヴァジニア覚え書』の中でジェファソンはさらに、次のように述べている。「イギリスのコモン・ローが、この改正の基礎にされている。それを整理して一つの本文にしてしまおうとすることは、危険であると考えられたので、それについては、在来の記録の中から集められるべきものとされた。コモン・ローのうちで改正が必要な部分と、イギリスの法律全部および植民地議会の法律の中で残しておくのが適当と考えられたようなものとが、一二六の新法律にまとめあげられたが、そこにおいては、危険のない限り、文体を単純なものとすることが目指された」(4)。

（二）法律改正委員会の報告書――一二六の改正法案

当初五人で始動した法律改正委員会は約三年後の一七七九年六月一八日に、一二六の改正法案を盛り込んだ報告書を議会に提出した。提出までの間に、五人の委員のうち、トマス・ラドウェル・リーは一七七八年に死去しており、ジョージ・メーソンは、健康状態の悪化と法律実務に明るくないとの理由で任期途中で辞任していた。その結果、法律改正作業は、ジェファソンを主導として三人で行われたことが、下院議長ベンジャミン・ハリソン（Benjamin Harrison）にあてたジェファソン、ウィズ連名の手紙の中で明らかにされている。(5)

さて、前述したように、法律改正作業は、王政下の法律の全般的な改正ではなく、コモン・ローに従って、今までの法律を見直し、現状にあわせて改正することを意図したものであった。しかしながら、一二六の改正法案が提出されてみると、法律改正委員会の当初の意図に反して、今までにない法律の起草が多く含まれている点が関心を引く。

改正作業を法律分野毎に分類整理したものが、≪表3≫である。≪表3≫および、≪資料1≫(6)を参照しながら、幾つかの特

《表３》 126の改正法案の法律区分

～（ ）:小計，法案番号の下線:1786年10月会期までで成立した法案を示す～

Ⅰ 公法全般に関して（計83 ； 成立法案数35）	
(12) 行政組織	3.4.7.9.11.12.14.95.96.98.119.123
(5) 議会手続き	1.2.100.121.126
(11) 司法手続き･組織	90.91.92.93.97.101.102.105.107.116.118
(6) 財政	18.30.31.34.99.108
(2) 治安	71.72
(13) 防衛･戦時法	5.6.8.13.15.16.17.24.33.36.53.67.94
(5) 国家秩序の基本	54.55.56.63.114
(3) 教育･文化	79.80.81
(2) 外交	10.70
(4) 市民生活	19.46.85.120
(6) 社会保障･厚生	32.60.61.62.77.78
(3) 運輸	47.48.50
(3) 海事	37.38.49
(4) 農林･水産	39.41.42.43
(4) 商業資格･商業規制	35.45.87.89
Ⅱ 刑事法に関して（計21 ； 13）	
(11) 刑事手続き	57.58.59.69.103.104.111.112.113.122.125
(10) 犯罪類型･罰則	25.44.64.65.66.68.73.74.76.88
Ⅲ 民事法に関して（計18 ； 13）	
(6) 民事訴訟･権利の実現	40.109.110.115.117.124
(12) 日常の社会生活	
･身分法	20.21.26.86
･財産法	22.23.27.28.29.52.75.106
Ⅳ その他 （計４ ； ３）	
(3) 宗教	82.83.84
(1) 奴隷	51
（総 計 126 ； 64）	

徴を指摘したい。まず第一に、法律改正内容が多岐多様なことである。各改正分野は、公法全般、刑事法、民事法、宗教、奴隷に関する分野にまでおよんでいる。また、最も改正項目の多い公法分野では政府組織、防衛から社会保障・厚生に至るまでよく目が行き届いている。そのほか、防衛項目では、法案番号8の戦争委員会の設立、法案番号24、36（以下「法案番号」を省略し番号のみ表記）のイギリス人の財産没収に関してなど戦時法関連が四法案含まれているのが、当時の時勢をよく反映している。

第二の特徴は、いうまでもなく統治機構から行政全般について定めた公法分野の改革が、群を抜いて多いということである。それぞれの改正法案の全体に占める割合は、公法分野が六五・八パーセント、刑事法分野が一六・六パーセント、民事法分野が一四・二パーセント、その他が三・一パーセントとなっている。

第三に、各改正分野に共和政の根幹にかかわる法案ないし、重要な法案が含まれている点である。先ほど述べたように、既存の改正にとどまらず、今までにない法律の起草が各分野に配されているのが特徴的である。Ⅰの公法全般では、79－81の教育関連法案、95のカウンティ裁判所の改革、Ⅱの刑事法分野においては、64の刑法改革、Ⅲの民事法分野においては20、21の相続制度改革、そして、Ⅳのその他においては、82の信教の自由を確立する法案および51の奴隷関連法案である。

最後に、第四の特徴は、一二六の改正法案が、一貫した共和国観を基に企画されている点である。この一貫した共和国観の支柱になるのが、いうまでもなく「君主政から共和政」への転換である。

繰り返しになるが、ヴァジニアは、統治体制の頂点に立っていた君主を排除することで、革命を達成した。しかし、植民地時代の支配層であったプランターが、革命の担い手であり、革命後も植民地時代と大差の無い新政府を運営していたのが当時の状況であった。このような状況下で、法律改正委員会は、二つの方法で、ヴァジニアにおいて共和主義革命を実現させようとした。すなわち、一方において君主政の残存制度を一掃する、他方で社会の不平等を是正し、有徳な市民を担い手とした政治社会を形成するための基盤整備を行う。前者の君主政下の残存制度の一掃については、具体的に、82「信教の自由を確立する法案」で提案された公定宗教制度の廃止を意味する。また、後者の新たな制度の創設については、市民を取り巻く環境を平等化するために提出された20「法定相続過程を定める法案」、21「遺言等に関する法案」と、共和政存続の基盤である市民の質を高

めることを意図した79「知識のより広範な普及を求める法案」が挙げられよう。20、21は、長子・限嗣相続を廃止し、均等な相続制度を打ち出したものである。それによって、大プランターを生み出す家父長制度を是正し、平等な市民社会を創り出すことを意図していた。[7] また、79「知識のより広範な普及を求める法案」は、ヴァジニアにおいて初等・中等・高等教育機関を整備し、一貫した教育制度を構築するとともに、その教育にかかる費用を一部共和国が肩代わりすることを定めている。いわば、ヴァジニアに公教育制度を設立することによって、共和国の将来を担う市民を育成しようとしたのであった。さらに、従来、私費あるいは慈善で行われていた教育を公費で賄うことによって広く一般大衆の見識を高め、かつ、さまざまな分野で人材を求めることを意図していたのである。

では次に、公定宗教制度の廃止に伴う一連の制度改革とその意義を確認し、後者の共和主義改革に収斂される過程を考察する。

(三) トマス・ジェファソンの共和国構想

82「信教の自由を確立する法案」は、ヴァジニアにおいて政教の分離を確立し公定宗教制度を廃止するものである。植民地時代ヴァジニアの政治秩序の中に組み込まれていた公定宗教制度を廃止することは、いうまでもなく伝統的なヴァジニア社会に大きな変化をもたらすことになる。

植民地時代ヴァジニアの地方政治は、実質的に、各カウンティの裁判所と、そのカウンティ内に幾つか設けられていた英国国教会の教区が担っていた。各教区の運営はその住民からの十分の一税で支えられており、住民から選出された終身の教区委員が宗教活動の他、行政活動を行っていた。アイザック (Rhys Issac) は、教区委員について、「カウンティ裁判所の官職と同様に教区委員は支配階級の構成員から成り、彼らは無給で奉仕し、空席が生じると支配階級内部の互選で補充していた」と、述べている。[8]

具体的に教区委員は、聖職者の雇用と給与の支給、教会・教会牧師館・教会所属耕地の維持管理といった教会事務に加えて、貧民の救済、徴税活動、私生児・浮浪者の保護、土地の登録作業を任されていた。また、聖職者は、本職のほかに、教区内の出生・死亡・結婚等の人口台帳を管理していただけでなく、教区において、有料で中等レベルの教育を提供するとともに貧困者の子弟を対象とした慈善学校も開校していた。[9] 教区組織の活動は、カウンティ裁判所の業務を補完し、地域に密着してプラ

ンターの支配秩序を支える役割を担っていたのである。

さて、法律改正委員会が、公定宗教制度の廃止を意図する82を提出した背景について、説明する必要があろう。

まず、革命後イギリスから独立した国が英国国教会を公定宗教とすることの制度的不合理性が第一の理由に挙げられよう。また第二に、君主制から共和制への移行に伴う制度的必然性に加えて、革命期、英国国教会の関係者の多くが独立に反対する王党派に属したことも、その理由に挙げられる。しかし、当時の指導者たちが、単純に「革命＝公定宗教制度の廃止」に結び付いたとみることはできない。むしろ革命の文脈とは別の観点から、ヴァジニアの宗教事情を考慮する必要がある。というのも、それは当然一七七六年の「権利の宣言」の中に第一六条の信教の自由が規定されたことと関係しているからである。

植民地時代ヴァジニアにおいては、英国国教会すなわち監督派教会（the Episcopalians）の他に、長老派（the Presbyterian）、洗礼派（the Baptists）、ルター派（the Lutherans）、クウェーカー派（the Quakers）、メソジスト派（the Methodists）の各宗派がみられた。その中で、ルター派、クウェーカー派は少数で、メソジスト派は数こそ多かったが監督派の一部をなしていた。英国国教会の地位を揺るがす他宗派の動きは、一七四〇年以降顕著になる。その第一波をなすのがスコットランド・アイルランド系の長老派教徒の増大であった。[10] そして、一七六〇年代以降は分離洗礼派教徒（the Separate Baptists 以後、分離派）の爆発的な増加がみられる。分離派は、プランターの享楽主義的な生活様式と対立する福音主義に根差した質素で倹約的な生活様式を体現する宗派であった。一七六九年の時点で、ヴァジニアに七つほどしかなかった分離派教会は、一七七四年一〇月には五四を数えるまでに拡大し、英国国教徒が優勢であったピードモントから沿岸部にまで信徒をもつに至っていた。一七七二年までに、分離派教徒はヴァジニアの人口の一〇パーセントにまで上っている。また、分離派の布教活動は、独立自営農民、小プランターだけでなく、黒人奴隷も対象としており、奴隷所有を基盤とするプランターの支配体制を脅かす運動になっていたことが指摘されている。それゆえ、分離派の聖職者および教徒はしばしばどんな非国教徒も経験したことのない激しい弾圧の対象となっていた。「権利の宣言」に公定宗教制度の廃止を盛り込もうとしたジェイムズ・マディソン（James Madison）は、一七七四年友人にあてた書簡の中で近隣のカウンティに住む分離派教徒が宗教上の理由で投獄された事実を伝えている。[11]

ところで、宗教的迫害を受けていた分離派教徒は、他の非国

教徒と同様に本国の宗教的寛容法を自派に対しても適用してくれるよう求める嘆願書を一七七〇年以降植民地議会に何度も提出していた。分離派からの要求は一七七二年の寛容法制定に結び付くが、それは本国の法律に比べ制約的な内容だったため、分離派のみならず長老派からも反発を招く結果となった。結局、新法は議会と総督との対立で施行が延期され、ヴァジニアの政治情勢の変化も加わって一度も施行されることなく廃案にされている。そして、イギリス本国との戦争を戦うために一七七五年の革命協議会は、戦争協力を積極的に申し出た八月一六日付けの分離派からの声明文に応えて、非国教派の聖職者による兵士への布教活動を認める決議を採択した。この決議によって実質的にヴァジニアにおいて宗教的寛容が実現されることとなった。(12)

英国国教会の独占的地位に対抗する他宗派の台頭、一七七五年以降にみられた非国教派の革命協力を背景にして、当時の政治指導者の間で、各宗派の存在を認めかつ尊重する政治的配慮が働いていたことがヴァジニアの「権利の宣言」第一六条を生み出したといえよう。しかし、後に、ジェファソンがいみじくも、「議会の多数は国教徒であるのに対し、議会外の多数は非国教徒であった」と述べているように、(13)公定宗教制度の廃止を「権利の宣言」の中に規定することは至難の業であったといわざるをえない。

とはいえ、独立後、徐々に公定宗教制度の一部を解体する動きが議会においてみられるようになった。一七七六年の第一回州議会で聖職者の給与を定める法律が停止され、一七七九年には完全に廃止された。非国教徒はかなり早い時期に、英国国教会を支える納税義務から解放されていた。また、納税の免除以外においても、一七八〇年の法律では、他宗派の聖職者でも結婚式が執り行えるよう規定が変更された。(14)しかしながら、教区委員が一七七七年一月一日以前に課されていた法的義務を遂行するために、引き続き教区住民に課税することは認められていた。(15)

このような公定宗教制度をめぐる一連の動きの中で、最も重要なのが82の法案であった。同法案は、事実上、王領植民地時代の名残である公定宗教制度を廃止し、ヴァジニアにおいて政教分離を確立するものであったからである。そして別の見方をすれば、それは、カウンティ裁判所とともにプランターの支配秩序を支えていた教区制度を廃止するものであった。しかも、教区の廃止は、従来、小行政区として地方行政を担ってきた教区の役割をいかに処理するかという問題を生ぜしめ、実質的に

は、一七七六年の「ヴァジニア憲法」で手付かずのままにされていた、地方政治制度改革に乗り出すものにほかならなかった。

法律改正委員会は、教区廃止後、教区委員が担当していた業務を各カウンティ内に新たに設置する参事官（Alderman）に委ね、その補佐官として、各カウンティ内に新たに設定された小行政区ハンドレッド（hundred）の課税査定官（assessor）を起用する構想を打ち出した。参事官の選出およびカウンティ裁判所との関係については、95の「治安判事およびカウンティ裁判所を設立する法案」等で定めていた。95は、それぞれのカウンティで選出された参事官が、カウンティの治安判事を指名すると規定していた。治安判事は七名以上で構成されており、誠実で有識でありかつ思慮分別のある人物とされ、保安官、治安判事の書記および宿屋経営との兼職を禁じていた。[16] 一七七六年の「憲法」では、治安判事の任命は知事がカウンティ裁判所の推薦を受けて行うことになっており、この制度では、事実上人事面においてカウンティ裁判所の意向が反映される。それゆえ、終身でありかつ無給の治安判事には各カウンティの有力プランターが就任することになりがちで、五十嵐武士氏の言葉を借りれば、カウンティ裁判所制度は、ヴァジニア州政治の特徴である「地方名望家としてのプランターの支配秩序の根幹」をなすものであった。[17] 法律改正委員会は、治安判事をカウンティ住民によって選出された官吏―参事官―が指名するよう変更することによって、課税・民兵の召集権を含めて立法、行政、司法の三権にわたって大幅な権限を享受してきたカウンティ裁判所を民主化しようと試みたといってよい。加えて、95は、カウンティ裁判所の開催日、裁判手続きおよび治安判事の共和国への忠誠等を規定していた。また、罪過があれば治安判事は控訴裁判所（Court of Appeals）で弾劾される手続きも定めていた。[18]

この参事官制度構想の下で、教区委員の活動を代行する幾つかの法案が用意されていた。従来教区委員が管轄していた貧民の救済、私生児・浮浪者の保護には参事官が当たり、それぞれのハンドレッドに住む課税査定官がその地区での参事官の業務を補佐することを32「貧困者の援助に関する法案」で、聖職者が管理していた教区の人口台帳は、63「出生および死亡を登録する法案」で、課税査定官の担当とされた。さらに、貧困児童の教育は、79の公教育制度の創設によって代替され、同法案においても、毎年各カウンティで有権者から選出された三名の参事官が、初等、中等学校制度の運営を統括する内容になっていた。[19]

このように、法律改正委員会が創設した参事官は、従来の教

区委員の権限を越える広範囲な権限を有していた。そこで、この参事官制度は単に従来の教区制度に代わるものというよりは、むしろ、地方政治におけるプランターの支配秩序を打破するための積極的な地方政治制度改革として捉えたほうが適切である。それゆえ、82は個人の宗教問題を越えて、ヴァジニアの伝統的な支配秩序に大きな変化をもたらす中核的な法案であったといえよう。

さて、法律改正委員会の意図した改革は、君主政下の制度を共和政に適合させるという当初の意図を超え、新しい共和国建設のための制度構想を含んでいた。この新制度構想の中心に据えられるのが、繰り返しになるが、79の法案であった。公教育制度を創設する「知識のより広範な普及を求める法案」は、二つの側面から捉えることができる。それは、一面で、前述してきたように、公定宗教制度の廃止に伴う一連の改革の中に位置付けられる。しかし、公教育法案は他面で、新生共和国の将来を見据え、政治の担い手である市民を広く共和国規模で育成するため、全く新しい制度を創設するものであったということができる。

79は、アメリカ合衆国で最初の近代的な公教育制度を提案するものとして知られている。この公教育法案について、法案を提出したトマス・ジェファソンは、その後『ヴァジニア覚え書』の中で、次のように述べている。「もっとも重要かつ正当な目的は、人民を自分自身の自由の信頼しうる保護者――なぜなら、人民の自由を積極的に守るのは、彼ら自身なのだから――にすることである。この目的のために、彼ら人民がその教育のすべてを受けることになる第一段階での読み方教育は、すでにのべたように、歴史中心のものとすることが提案されている。歴史は人民に過去のことを知らせ、未来を判断する力を与えてくれるであろう」と。人民を自分自身の信頼しうる保護者にするという目的を掲げた背景には、政治は常に腐敗し堕落しやすいものであるというジェファソン自身の認識もあった。それゆえに、「いかなる政治も、それが人民を支配するものだけに委ねられているときには、必ず堕落してしまう。だから人民自身こそ、政治を安心して託しうる唯一の受託者なのである。しかも、彼らでさえも、安全な受託者となるためには、ある程度まで精神を向上させることが必要である」[20]と考えていた。同様な考えは、79の前文においても示されている[21]。そして、公教育を整備することで広く一般民衆の精神を啓蒙すると同時に、「参政権を人民の中の富裕な一部の人々にだけ限定する」のではなく、「大衆の一人一人が主権を分かちもつように」参政権を拡大するこ

とによって、政治の腐敗を防止しようとしたのである。[22] 参政権を拡大するために用意されたのが、2の「州議会議員の選挙に関する法案」であった。同法案は、有権者資格に付されていた財産資格をゆるやかにし、宗教上の不適格条項を撤廃する内容になっている。[23]

また、公教育法案は各カウンティの人民によって選出された参事官がカウンティを適切な校区（hundred）に分割し、公教育実施の責任を負った。初等学校の校舎設立用地の選定や校舎建設は各ハンドレッドの住民が行い、その運営費用は住民の直接税で賄われるという内容を同法案は含んでおり、住民の発言権を高め、住民自治の基盤を培養するねらいもあったと考えられる。

以上検討してきたことから、法律改正委員会の改革構想は次のように総括することができるのではないだろうか。第一に、同委員会は82を中核にして、周到に重層的な制度改革を準備し、君主政下の制度を共和政に適応させようとした、その際、第二に、既存の制度改革の枠組みにこだわらず、共和主義的観点から積極的に制度改革に取り組んでいたといえよう。特に、参事官制度を採用して、地方政治に住民自治を導入しようとする試みは、旧態依然たるヴァジニアの政治秩序に風穴を開ける革新的な内容であった。しかも、第三に、共和国の制度面を整えるだけでなく、79でみたように共和国存続の要である人材育成にも配慮していたという点は見過ごすことのできないものであった。というのも、同委員会は賢明でかつ有徳な市民の育成を目的として、ヴァジニアに公教育制度を初めて創設することを計画していた。それによって、専制の発生を防止し共和政治の存続を願ったといえよう。

ところで、法律改正委員会の作業は、ジェファソンだけでなくペンドルトンや、ウィズの三人で行われたものであるにも拘らず、ジェファソンの考えがかなり反映されている。事実、一二六法案のうち、ジェファソンが担当した法案は、はっきりしているだけで五一法案あり、実際にはもっと多かったことが推定されている。また、主要法案のほとんどはジェファソンが担当したものであった。[24] このように、ジェファソンが、法律改正作業に力を入れた背景には、「ヴァジニア憲法」に対して制定当初から不満を抱いていたことが考えられる。彼は、法律改正という手段を用いて、「憲法」の範囲内でヴァジニアの統治機構改革を断行しようとしたといってもよいだろう。事実、一七七六年に彼が起草した憲法草案の中には、この法律改正作業を予期させる規定が盛り込まれていた。例えば、相続制度の変更、

信教の自由、選挙権の拡大、刑法改革およびカウンティ裁判所の改革といったものである。[25] これらは、既に述べたように、20、21、82、2、64、95に生かされている。ジェファソンがどれほど、この作業に意欲的だったか、自伝の中の彼自身の言葉を引用して次の第四章に移りたい。特に長子相続・限嗣相続の廃止、信教の自由の確立および公教育の確立を求める四法案によって、

「過去および未来のアリストクラシーのあらゆる性質は根こそぎにされる。そして、真に共和主義的な政府のための基礎が築かれるのだ。[26]」

四　独立戦争後のヴァジニア州議会

（一）改正法案の制定化作業とジェイムズ・マディソン

イギリスから独立を宣言して三年がたち、独立戦争の真っ只中にあった一七七九年六月一八日に、法律改正委員会は、一二六の改正法案を盛り込んだ報告書を州議会に提出した。しかし、一部の法案を除き、本格的な審議が開始されるのは、それから六年後の一七八五年のことであった。[1]

一七七九年に提出された報告書が六年間も審議されなかった理由は、独立戦争中の混乱と関係している。というのも、一七八〇年後半からイギリス軍が南部に進軍し、同年末から翌年にかけてヴァジニアが独立戦争の主戦場となったからである。戦争の舞台がヴァジニアに移った時、ヴァジニア州政府の所在地は一時的にリッチモンドからシャーロッツヴィルに移転し、一七七九年から当時知事を務めていたジェファソンも戦時中故郷のモンティセロに一時避難するという事態になっていた。しかも、一七八一年ヨークタウンの戦いによって独立戦争が終結しても数年の間ヴァジニアは社会的にも経済的にも混乱状態が続いていた。この時期知事職にあったジェファソンは、緊急時におけるヴァジニア政府の無能さをいやというほど経験し、改めて、統治の効率化を図るために、強大化した立法部を抑制し、かつ行政部の権限を回復する必要性を痛感している。そして、この知事時代の経験が、「ヴァジニア憲法」の改正を推進する原動力となり、一七八三年の憲法私案を生むに至っている。[2] また、メーソンは同時期、戦後広がっていた公徳心の衰退を憂え、法律改正を通じて正義に関わる法を再確立し、立法部に対する人民の信頼と敬意を回復する必要があることを書簡の中で述べており、戦後の混乱状態をうかがうことができる。ところで、同じ書簡の中で、メーソンはヴァジニア憲法改正の動きに触れ、

「現在の動乱が静まり、人々の精神が冷静になるまで一年か二

年憲法改正を延期した方がよいのではないか」と、ジェファソンとは逆に憲法改正に慎重な姿勢を示していた。(3)

さて、この改正法案の制定化作業で、最も中心的な役割を果たすのがジェイムズ・マディソンであった。法律改正委員会の主要メンバーであったジェファソンは、一七八三年にはヴァジニアの代表として連合会議に出席しており、一七八四年からは連合会議によってフランスに派遣されていたからである。マディソンは、一七八〇年から四年間務めていた連合会議の代表を終え、ヴァジニア議会に戻って来たところであった。二人はジェファソンが、フランスに赴任する前から、連合会議の現状と並んでヴァジニアの政治制度改革についてもしばしば意見を交換しており、赴任して以降も、ヴァジニア議会での審議の動向について頻繁な書簡のやり取りが行われている。ジェファソンから法案の制定化作業を受け継いだマディソンは、一七八七年二月再び連合会議の代表になるまでの間、一方では、連合規約の改正に取り組みながら(4)、他方で、ジェファソンの目指した改革実現に向けて、ヴァジニア議会で奮闘することになる。

さて、改正法案の成立状況についてみていこう。一二六の改正法案は、マディソンによって一部を除いて一七八五年の一〇月会期の議会に提出され審議が行われている。しかし、全体を審議することは不可能だったため、一二月一四日に82を除き後半の64以降は継続法案として次会期に回された(5)。一二六の改正法案のうち一七八六年の一〇月会期のヴァジニア州議会までで成立したのは六四法案であり、全提出法案のうち成立した法案の割合は五〇・七パーセントであった。各改正分野では、公法分野が四二・一パーセント、刑事法分野が六一・九パーセント、民事法分野が七二・二パーセント、その他が七五パーセントとなっている。別の観点からみると、市民生活に直接かかわる法案の成立率が高く、政治制度上の変更を要するものや、財政的負担を伴う法案の成立率が低いといえよう。また、今までに取り上げた主要法案およびそれに付随する改正法案―2、20、21、32、51、63、64、79、80、82、95、119のうち成立したのは、2、20、21、32、51、82、の五法案であった(6)。この成立率は四一・六パーセントで、全提出法案の成立率より低くなっている。しかし、改正法案の中には、議会で修正されて当初の意図が十分に反映されなかったものもあり、「成立」という言葉を容易に用いるべきではないだろう。また、法律改正作業をしているときには必要と思われた法案も作業を開始してから足掛け九年近くたつと、意味を失った法案も少なくなかった。顕著な例が、16、30、36のような戦時関連法案である。したがって、成立率

というのは、あくまで一つの目安でしかない点を注意しておきたい。

それでは、ヴァジニア州議会で、改正法案の制定化作業に携わったマディソンが、どのような政治的状況に直面したのか、簡単に整理してみよう。

第一に、先程少し触れたように、独立戦争にともなう社会的かつ経済的混乱状況がまだ尾を引いていたことである。戦後、外国との貿易が回復し、ヴァジニアにおいても輸入量の急激な増加によって法定通貨である硬貨不足が深刻になっていた。硬貨不足は、円滑な経済活動にとって障害であるばかりか、徴税、裁判活動にまで影響していた。戦後の経済の回復を待つために、一七八三年には徴税活動がしばらく延期される措置も取られている[7]。そこで、硬貨不足に対応して、紙幣の発行を求める紙幣問題が、他州と同様ヴァジニアにも持ち上がっていた。ヴァジニア州議会は、結局、一七八六年に紙幣発行の提案を否決している。しかし、戦時中発行した公債の償還問題を抱え、州政府の財政状態はかなり悪化しており、マディソンは一七八四年ヴァジニア議会に復帰すると、最初に歳入増加と公債償還を目的とする増税法案の制定に取り組んだほどであった[8]。加えて、一七八三年の平和条約で規定されたイギリス商人に対する債務履行問題が、新たな火種となっていた[9]。

第二に、ヴァジニア内部のセクション対立の問題である。フォールラインを境にして東側のタイドウォーターと西側のピードモント以西で産業基盤、生活様式が異なっていた。東部は、英国国教徒が多く、大規模な奴隷制プランテーションを経営するプランターが優勢であったのに対し、西部は、宗教的にも多様で独立自営農民が多数を占めていた。ちなみに、東西セクションの境界線は、時代とともにより西側に移動していき、一九世紀に入る頃には、ピードモントは、東部セクションに属するようになっている[10]。ジェファソンはこのセクション対立について一七八四年にパリで出版した『ヴァジニア覚え書』の中で、フォールラインより東部が上院の過半数を占め、下院においても過半数に四名不足するのみであると、地域間の議員定数の不均衡を指摘している。また、ヴァジニア憲法が人口に比例した議員数を上院、下院とも配分しなかったため、州内の「一地方に住む一万九千の住民が、他の地方に住む三万以上の住民に法律を与えたり、行政部や司法部の重要官吏たちを勝手に任命したりしているのである。他地方に住む者は、地域性や環境の違いなどから、当然その利害もたびたび非常に大きな違いをみせるのである」と、東部の政治的優位について述べている[11]。

ところで、今まで言及してこなかったが、ジェファソンの改革構想は、実質的に、東部のプランターが多数を占める議会において、西部の主張を代弁し、西部の独立自営農民をヴァジニアの政治社会に取り込む内容になっていたといってよい。[12] 2の選挙権改革法案、79の公教育法案、82の公定宗教制度を廃止する法案は、ヴァジニアの将来を見据えた法案ではあったが、いずれも東部と比較して政治経済的に劣位に立たされていた西部の立場に配慮している。ジェファソンとマディソンが、東部のプランターによる支配秩序を改革しようとすれば、当然、議会の反発は必至の情勢であったといわざるをえない。

最後に、戦後の混乱を危惧して、革命の指導者でもあった有力議員が、改革に反対の立場をとるようになっていたことが、法案の制定化作業を困難にしていた。具体的には、独立革命期、急進派に属したパトリック・ヘンリーの存在は、改正法案を成立させようとするマディソンに立ちはだかった最大の難敵であった。82の場合には、ヘンリーだけでなく、法律改正委員会のメンバーでもあったペンドルトンも慎重な態度を取っていた。[13]

このように、マディソンが州議会に復帰して来たとき、一連の制度改革を取り巻く環境は非常に険しく、彼はこれらの障害をうまくかわして成立にこぎつけたのが、82の「信教の自由を確立する法案」であった。それに対して、頓挫してしまうのが79の「知識のより広範な普及を求める法案」や64の「従来、死刑であったケースにおいて犯罪と刑罰を比例させる法案」であった。[14] また、成立こそしているが、今以上の奴隷制度の拡大を阻止しようとした51は、法案の中で最も重要な規定であった解放奴隷に関する部分が一切削除されており、改正の趣旨がほとんど生かされてはいなかった。[15] その一方で、重要な法案に位置付けられていたものの、20、21の相続制度の変更を提案する法案のように、ヴァジニアの社会状況の変化によって法案の制定が制度の後追いになっていたものもあった。[16]

と戦わなければならなかったのである。そして、この三つの障

それでは、ジェファソンの体系的な共和国構想は具体的にどこまで実現したのだろうか、改革の中核的な法案を中心にして、検討していきたい。

(二) トマス・ジェファソンの共和国構想の行方

公定宗教制度を廃止する82は、一七八五年一〇月会期の議会で一部文章が削除、ないし修正された以外は、ほぼ内容上の変更もなく成立した。しかし、ヴァジニアの伝統的な政治秩序を解体する恐れのある法案が容易に採択されたわけではなかった。

一七八四年の議会において、キリスト教の伝導者の収入を保障するために課税するという、公定宗教制度の廃止に逆行する法案がパトリック・ヘンリーの働きかけによって提出された。議会では、カーター・ヘンリー・ハリソン（Carter Henry Harrison）、ジョン・ペイジ（John Page）等が、ヘンリーの提案を支持していた。さらに、当時議会で議席を占めていなかったリチャード・ヘンリー・リーやペンドルトンも、同様に支持を表明していた。ヴァジニアの有力な政治家が、ヘンリーに賛同する中で、マディソンはメーソンおよびピードモント地区出身のジョージ・ニコラス（George Nicholas）、アーチボルト・スチュアート（Archibald Stuart）、ジョン・ブレッキンリッジ（John Breckinridge）と協力して、ヴァジニアにおいて「権利の宣言」第一六条で規定された信教の自由を実現するために攻勢に出た。マディソンは、ヘンリーの提出法案の成立を一度は引き延ばし、信教の自由を共和政の政治的原理として捉える論理的な反対を盛り込んだ陳情請願書を匿名で作成することで、議会外において非国教徒のみならず国教徒をも巻き込んだ広範な世論を喚起し、翌年、ヘンリーの提案を廃案に追い込んだ。しかも、そればかりでなく、マディソンは、一七八六年一月には信教の自由を確立する法案82を成立させた。(17) このように、82は、マディソンの活躍によって成立してはいるが、革命後の国教会をめぐる動向を鑑みると、早晩成立するものであったともいえる。ただし、ヴァジニアにおいて完全に各宗派が平等に扱われるようになるのは、一七九九年のことであった。(18)

それでは、共和国改革構想の中核的法案が成立したことで、どのような地方政治制度改革が行われたのだろうか。ジェファソンが意図した参事官制度の行方を追ってみよう。

一七八五年一〇月会期には、公定宗教制度の廃止に伴う改正法案の一つである貧民救済を定めた32も成立している。しかし、制定後、貧民救済の対象範囲は変更されていないものの、従来の教区委員の権限を継承する参事官制度の規定は一切削除された。参事官に代わって、その責務を負ったのは三名の監察員（overseer）であった。監察員は貧困者の支援のために十分の一税を地区住民に課す権限をもっており、ほぼ、従来の教区委員の権限および活動資金を受け継いだ内容になっていた。一七八一年から監察員の制度は教区委員が兼職する形で既に実施されており、監察員による貧民救済制度は現行の制度を活用するものとなっていた。とはいえ、参事官制度が意図した地方政治の民主化は、いくぶん監察員の選出方法に生かされている。カウンティはカウンティ裁判所によって適切な地区（district）

に分割され、それぞれの地区で三人の監察員が自由土地所有者と宅地所有者を有権者とする選挙で、三年毎に選出されるようになっていた。監察員に関する法整備はさらに進み、一七八六年の法律では、貧困者、身体障害者、盲人および自活できない人々の他に新たに病人も救済対象に加えられた。また、監察員は救済対象者リストをカウンティ裁判所に提出しなければならず、貧民救済はカウンティ裁判所の監視下に置かれた。しかも、監察員は職務怠慢の場合人民から訴えられるという規定も付加され、職務責任が問われるようになった。さらに、徴税期間が四月から八月に固定され徴税の強化が図られている。(19)

また、教区の人口台帳の管理を新たに課税査定官に任せる63の法案は、一七八二年に、その業務をカウンティ裁判所が引き継いでおり、成立していない。(20)

さて、32が議会で採択された際、参事官制度が削除された事実から推察されるように、カウンティ裁判所制度を改革する95は、マディソンの尽力にも拘わらず、議会での反対が根強く成立しなかった。しかも、教区制度廃止後の法改正に注目すると、植民地時代と比較して、カウンティ裁判所の行政管轄範囲はむしろ拡大する傾向にあった。(21)

同じく参事官制度を採用した公教育法案79も何度か提出されてはいるが、成立していない。同法案は、一七八五年一〇月会期の議会で修正の末下院を何とか通過したものの上院で否決され、翌年の会期においても結局採択されることはなかった。(22) マディソンは、一七八七年二月一五日ジェファソンにあてた書簡の中で、一七八六年一〇月会期の議会審議を振り返って、79が成立しなかった理由を三つ挙げている。第一に、初等学校の運営に伴う費用を、地域住民の直接税で賄うと規定していたのに対して、費用の住民負担が重すぎること。第二に、住民が散在して居住しているヴァジニアの現状では、学区割りを実行することは困難であること。第三に、西部選出の議員が論じたことであるが、学区（the districts）毎の格差の存在が、その反対論であった。ただし、最後の反対はそれほど重要ではなかったと、マディソンは述べている。議会でもヴァジニアに体系的な教育制度を創設しようとする79の意義については、広く認識されていた。問題は、教育制度を実施する方法であった。結局、議会は、新しい教育制度構想を提案することなく、79を否決し(23)た。それに代わって、慈善学校の運営を支援する方策については幾つか配慮された。例えば、議会は、没収地を学校用地に充当すること、教区財産で学校の運営基金を設立することを認めたほか、学校を支援するために一七七九年に禁止していた福く

じ（lottery）を許可する措置を講じていた。[24]

植民地時代ヴァジニア唯一の高等教育機関であったウィリアム・アンド・メアリー・カレッジの教育内容を充実させ、独自財源の確保を定めていた80および、民衆が利用できる公立図書館の設立を定めていた81も79と同様に成立していない。

マディソンは先程のジェファソンにあてた書簡の中で、改正法案の審議全体を振り返って、法律改正が不完全に終わった理由を幾つか説明している。第一に、多くの改革の中でも、特にカウンティ裁判所の改革は、議会を無事に通過しえない変更を要していたこと。第二に、瑣末な問題に時間をとられたこと。第三に、債務履行法案のせいで、議会内に警戒心が巻き起こったことなどである。マディソンの書簡から、当時のヴァジニア議会で法律改正作業が中心的な議題からそれつつあったことがうかがえる。結局、ヴァジニア議会は、否決された法案を修正するとともに、新たに改正が必要になった法律を準備するために、新しい法律改正委員会の創設を決定した。そして、ジョン・ブレア（John Blair）と再びウィズ、ペンドルトンが委員に任命された。[25]

以上、検討してきたように、公定宗教制度を廃止することには成功したものの、ジェファソンの共和国構想は、マディソンの努力にも拘わらず、断片的にしか実現されておらず、従来の東部プランターによる支配秩序を根本的に改革することはできなかった。特に、地方レベルから新しい政治秩序を生み出す契機として期待された参事官制度の導入は、ことごとく失敗している。独立してから時がたち、もともと制度改革に及び腰だった議会の中で、現行の政治制度をあえて改編する意義そのものが薄れつつあったといえよう。改革が挫折した原因は、結論からいうと、議会の議席配分で有利な東部プランターの協力が得られなかったからである。しかし、改革自体の意味変化も大きな原因ではなかっただろうか。というのも、共和国の全ての市民が政治に参加することを前提にして共和国の基盤整備を図るジェファソンの共和国構想は、次第に、党派性を帯びつつあった。確かに、旧態依然たる支配秩序を打破する意図はあったにせよ、ジェファソンの改革は、当初、共和国の将来を見据えた全市民のための改革であったといってよい。それが、主として西部の独立自営農民の要求にすり替わり、改革をめぐって東部のプランターを一方の対抗軸におくセクション間の利害対立の様相を呈し始めたことが、改革の実現を難しくしたといえるのではないだろうか。

五　おわりに

ヴァジニアにおける制度改革の試みは、一七七六年の法律改正委員会、一七八三年のジェファソンやマディソンによる憲法改正運動後、しばらく沈滞していくが、一九世紀に入ると再び活発になっていく。この時期、具体的には、公教育制度の創設、州議会の議席配分の見直し、選挙権の拡大、カウンティ裁判所改革、そして、「ヴァジニア憲法」の改正運動がみられた(1)。しかし、これら一連の改革運動において、共和国全体を視野におさめていた改革の当初の意義はすっかり影を潜めるようになっていた。代わって、一七七六年の法律改正委員会の改正法案の審議で、既にその兆しがみられていたセクショナリズムがこれらの運動の原動力となっていたのである。

《資料1》　126の改正法案目録

A catalogue of bills prepared by the Committee for the revision of the laws

1．上院の選挙区にカウンティを編成する法案
2．州議会議員の選挙に関する法案
3．一定の場合、副知事としての権限を州行政参議会の一人に与える法案
4．州行政参議会の助言の下で知事に出入港禁止（embargoes）の権限を与える法案
5．民兵を統制し訓練する法案
6．侵略および反乱に対処する規定を設ける法案
7．限定された期間、知事および州行政参議会に一定の権限を与える法案
8．戦争委員会を設立する法案
9．貿易委員会を設立する法案
10．連合会議への代表および法令委員会の委員を毎年任命する法案
11．監査委員会を設立する法案
12．出納局長に関する法案
13．海軍将校を任命する法案
14．知事および州行政参議会に書記を任命する法案
15．兵士、海兵および水兵の徴募のための法案
16．脱走兵を逮捕し、軍隊の損失および兵士に届けられた物資の損失を防止する法案
17．上等水兵に関する法案
18．共和国（the Public）に鉛を供給する法案
19．相互郵便制度を設立する法案
20．法定相続の過程を定める法案
21．遺言、無遺言の遺産の配分および遺言執行者、遺産管理人の義務に関する法案
22．譲渡を規制する法案
23．譲渡証書に由来する権利を外国人に保障する法案
24．没収物に関する法案
25．詐欺および偽証罪を防止する法案
26．死手（Mortmain）に関する法案
27．寡婦の寡婦産および寡婦給与に関する法案
28．精神薄弱者および精神病患者の財産を保全する法案
29．違法な土地の譲渡はそれらが違法である限り無効とされるべきことを定める法案
30．「共和国の緊急時に貨幣供給を増加させる法律」を修正する法案

31. カウンティの課税評価に応じて課税する法案
32. 貧困者の援助に関する法案
33. 一定の将校の給与を確定する法案
34. 金と銀の貨幣を等価とする法案を布告する法案
35. 民間銀行の紙幣の流通を防止する法案
36. 徴発によって被害を被る市民の損害を補償するために、そして、敵軍を支援するのを防止するために英国人の財産を差し押さえる法案
37. 公海で海賊、敵軍およびその他による損害を防止する法案
38. 難破あるいは遭難した船舶とその乗船員、積み荷の保護に関する法案
39. 逃失家畜に関する法案
40. 盗品の返還に関する法案
41. 有角牛の伝染病を予防する法案
42. 馬の品種改良に関する法案
43. 鹿の品種を保護する法案
44. 小麦、牛肉、豚肉、タール、ピッチ、テレピン油を扱う商人の詐欺を防止する法案
45. 宿屋に営業資格を与え規制する法案
46. 公道に関する法案
47. 公営連絡船を運行する法案
48. 運河内の、水車用貯水池とその他の障害物に関する法案
49. 船上からのバラストの荷下げと死体の埋葬に関する法案
50. 公共倉庫に関する法案
51. 奴隷に関する法案
52. 雇用人に関する法案
53. 脱走者を逮捕し保護する法案
54. いかなる人物がムラート〔白人と黒人の混血児〕とみなされるべきかを布告する法案
55. いかなる人物がこの共和国の市民とみなされるべきかを布告する法案
56. 外国人に関する法案
57. 何人も陪審制なくして有罪にされることはなく、裁判が買収されることも、また、延期されることもないことを布告する法案
58. いかなる刑事被告人が保釈されるべきかを定める法案
59. 人身保護令状を請願し、請求する方法を定める法案
60. 保護者、未成年者、親方、徒弟に関する法案
61. 保護者や補佐人が被保護者の便益のために一定の行動を可能にする法案
62. 精神病患者の拘束、扶養および治療に関する法案
63. 出生および死亡を登録する法案
64. 従来、死刑であったケースにおいて犯罪と刑罰を比例させる法案

65. 一定の文書偽造を犯した人々を処罰する法案
66. この共和国の支配圏外で犯された反逆、重罪およびその他の犯罪に関する法案
67. 休戦、安全通行権、パスポート、許可書および敵国船拿捕免許状に関する法案
68. 労役を宣告された犯罪者の雇用、管理および支援に関する法案
69. 馬盗人の逮捕を奨励する法案
70. 外国使節の特権を保護する法案
71. 暴動、不穏集会、非合法な集会を鎮圧し、処罰する法案
72. 乱闘を禁じ、処罰する法案
73. 共謀者に対する法案
74. 虚偽の権利証書を譲渡ないし、受け取ることを禁ずる法案
75. 贈賄、不当取得を処罰する法案
76. 悪質な肉や酒の販売者に関する処罰を規定する法案
77. 天然痘の蔓延を防止する法案
78. 伝染病の感染地から到来した船舶、人および物品を強制的に隔離する法案
79. 知識のより広範な普及を求める法案
80. ウィリアム・アンド・メアリー・カレッジの規約を改正し、カレッジ助成に代えてより確実な財源を確保する法案
81. 公共図書館を設立する法案
82. 信教の自由を確立する法案
83. 従来の法律によって教会財産を保護する法案
84. 宗教礼拝を乱す者および安息日を破る者を処罰する法案
85. 公共の断食および感謝祭の日程を指定する法案
86. レビ記中の律法で禁じられた結婚を無効にし、合法的な結婚を厳粛に行う方法を指定する法案
87. 高利貸を禁じる法案
88. 勝負事を防止する法案
89. 買い占め、独占および競売による売却を防止する法案
90. 高等衡平法裁判所（the High Court of Chancery）を設立する法案
91. 大審院（the General Court）を設立する法案
92. 海事裁判所（the Court of Admiralty）を設立する法案
93. 控訴裁判所（the Court of Appeals）を設立する法案
94. 軍法会議（Courts Marshall）を設立する法案
95. 治安判事およびカウンティ裁判所を設立する法案
96. 保安官に関する法案
97. 法律顧問、弁護士および代訴人に資格を与える法案

98. 〔共和国への〕忠誠の宣誓および一定の官吏の宣誓を規定する法案
99. 公共施設の売却を防止する法案
100. 弾劾手続きの方法を定める法案
101. 衡平法裁判所における手続きを規制する法案
102. コモン・ロー裁判所における手続きを規制する法案
103. 一定の犯罪で告発されている公人に対して訴訟を起こし、かつ、裁判にかける方法を定める法案
104. 反逆あるいは重罪で告発されている奴隷を裁判にかける手続きを定める法案
105. 令状権の手続き方法を改革する法案
106. 共有物分割、共同の権利および義務に関する法案
107. 外国人を当事者とする訴訟に関して迅速な決定を求める法案
108. 一定の人々から共和国（the Public）に帰すべき金銭の迅速な回復を求める法案
109. 小価値の請求を略式で回復する法案
110. 共謀の罪で起訴されている一般の訴訟（actions popular）は誠実に申し出た者に対して制裁のないことを定める法案
111. 訴訟濫用の不当な告発を防止し罰金を緩和する法案
112. 貧困者の訴訟を助成し、迅速に行う手段を定める法案
113. 未成年者が近隣者によって告訴されうることを定める法案
114. 不在者の死亡が推定される場合を明らかにする法案
115. 内国為替手形に異議を申し立てる手続きおよび債務管財人が彼ら自身の名前で訴訟を起こすことを許可する手続きを規定する法案
116. 訴訟の期限に関する法案
117. 内密に引っ越したり、逃亡した負債者の財産に対する差し押さえを許可する法案
118. 審理（inquests）に関する法案
119. 〔共和国への忠誠を〕宣誓すれば〔官職につく〕資格があるにも拘らず、宣誓しない者を容認する法案
120. 一年の開始および時間の計算を規制する法案
121. 例外法案が捺印されることを許可する法案
122. 裁判所規則に基づく判決の執行を強制する法案
123. 行政に関する法案
124. 賃貸および動産差し押さえに関する法案
125. 不法侵入や不法占有のケースにおいて救済方法および処罰を定める法案
126. 一定の議会（Parliament, General Assembly）法を撤回する法案

注

第一章

(1) 当時の煙草栽培は、三、四年の連作を行った後その土地を見捨てる略奪農法を採用しており、広大で肥沃な土地と安価な労働力を必要としていた。そこで、土地の疲弊にともなって煙草の生産拠点は沿岸部から西方の内陸部に移動している。そのため、プランテーション経営には莫大な投資を要していた。池本幸三「アメリカ革命と南部」『西洋史学』第四七号（一九六一年）四九頁。

(2) 本国政府とヴァジニア植民地との対立要因は主に二つに整理できるだろう。第一に、政治的要因である。ヴァジニア植民地では、一般的に植民地の内部事項に関しては独占的に植民地議会が管轄する慣行となっており、本国政府が植民地の内政に干渉しようとすることは自治を享受してきたプランター層の激しい抵抗を招かざるをえなかった。第二に、経済的要因である。「一七六三年の国王の宣言」は、煙草プランテーションを営むプランターの潜在的な利益を損なうものであった。当時、プランターの多くは、長年にわたるぜいたくと煙草の不安定な価格動向からイギリス商人に多額の負債を抱えており、一方では、煙草生産から穀物生産への転換ないし煙草単作体制からの脱皮を図る動きがみられ、他方で、イギリス商人への負債支払いなどのために、多額の利潤が得られる西部での土地投機がヴァジニアのプランターの間で積極的に行われていた。「宣言」は新たに獲得した西方領土に植民地人が移住することを禁じていたので、必然的にプランターの土地投棄を制限することになった。池本、前掲論文、四九頁。C. Earle and R. Hoffman, "Staple Crops and Urban Development in the Eighteenth-century South" *Perspectives in American History*, 10 (1976), pp. 17-20.

(3) 一七七六年五月一五日、ヴァジニア革命協議会は、一一二名の全員一致で独立決議を採択した。そこでは、まず、イギリス政府の圧政を非難し、協議会のとるべき道は尊大な暴君の意のままになるか、通商、戦争遂行上の援助を求めて外国勢力と同盟し、国王および本国政府から全面的に分離するかのどちらかしかなかったことを述べている。その上で、大陸会議に出席しているヴァジニアの代表に対し以下のような提案ー全植民地の独立、政府の形成および戦争遂行に必要な権限を大陸会議に与えるーを行うよう訓令した。そして、「権利の宣言」と統治機構案を起草するための委員会が発足した。憲法制定準備委員会のメンバーとして、一五日にエドモンド・ランドルフ (Edmund Randolph)、トマス・ラドウェル・リーをはじめとする二八名、翌日ジェイムズ・マディソンら三名、一八日にジョージ・メーソンが任命されている。"The

Proceedings of the Convention of Virginia, on Monday the 6th of May, 1776", Charles Evans, ed., *American Bibliography: A Chronological Dictionary of All Books Pamphlets and Periodical Publications printed in the United States of America*, vol. 1 (Chicago: The Columbia Press, 1903), pp. 31-33, 35, 40-41.

第二章

(1) "The Proceedings of the Convention of Virginia", p. 100, 167.

(2) 急進派、保守派、中間派の分類は、反英抗争の過程でアメリカの政治的独立をどの程度推進していたかに基付いている。

(3) Robert Allen Rutland, ed., *Papers of George Mason*, 3 vols., (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1970), 1: 274-91.「権利の宣言」の日本語訳は、主に斎藤眞・五十嵐武士訳編『アメリカ革命』(研究社、一九七八年) 一二九－三二頁を参照した。

(4) 第一六条は《表1》で例示したように、起草段階において内容上の変更がみられる。メーソンの原案は、「宗教もしくはわれわれが創造主に対して果たすべき義務、および義務を履行する方法は、理性と信心によってのみ導かれ、軍事力ないし暴力によって導かれるものではない。それゆえ、いかなる人間も宗教的立場から社会の平安、幸福、安全を乱さない限り、行政官によって罰されることも規制されることもなく、良心の命ずるところに従い信仰において最大限の寛容を享受すべきである。そして、お互いに対してキリスト教的忍耐、愛および慈悲を実践すべきことは、すべての人間間における相互的な義務である（傍点は筆者による）。」ところが、メーソン案はマディソンによって右記傍点部分が二回修正されている。第一修正では、「すべての人間は、等しく良心の命ずるところに従って、宗教を完全にかつ自由に信仰する資格がある。それゆえ、いかなる人もいかなる階層の人も宗教上の理由で特殊な報酬や特権を付与されるべきでなく、また、いかなる人間も宗教的立場から社会の平安、幸福、安全を乱さない限り、いかなる罰則ないし法的制約にもさらされるべきではない。」となっており、明らかに公定宗教制度を廃止する内容に修正された。しかし、これは協議会で多数の反対にあい、第二修正では次のように大幅な内容変更がみられた。「すべての人間は、等しく良心の命ずるところに従って、宗教を自由に信仰する資格があり、平等な自由の保全および国家の存在が明白に危険にさらされない限り、行政官によって罰されることも制約を受けることもない。」結局、メーソンの原案を生かしつつも、マディソンによる修正を盛り込んだ以下の案が

採択された。「すべての人間は等しく、良心の命ずるところに従い、宗教を自由に信仰する資格を有している。」W. T. Hutchinson and W. M. Rachal, ed., *The Papers of James Madison*, 15 vols. (Chicago: University of Chicago Press, 1962-85), 1: 173-75.

(5) 「ヴァジニア憲法」と比較すると、メーソン案は非常にシンプルである。まず、メーソン案には国王の悪政を非難しヴァジニアが独立を決意した過程を表明する前文やヴァジニアの領土画定規定（注第三章（2）を参照）がない。第二に、上院議員、カウンティ裁判所の官吏などの官職の任命方法、資格規定、任期について内容上の差異がみられる。第三に、選挙権資格が規定されている。第四に、司法部を構成する裁判所の中に大審院が含まれていない。最後に、行政部の権限に関する規定はヴァジニア憲法ほど詳細ではない。ところで、メーソン案の特徴は審議過程で削除された第二に関する箇所にあるといってよい。特に、立法部（両議院）の被選挙権および選挙権資格や、上院議員の選出方法に関する規定から、メーソンがどのような人物を政治の担い手として想定していたのか推測できる。まず、下院の被選挙権資格は、過去一年間選挙区のカウンティに居住し、少なくともヴァジニア内に一〇〇〇ポンド相当の相続土地財産を所有している二四歳以上の自由土地所有者と規定していた。同様に上院の場合、相続土地財産所有基準を下院の一〇〇〇ポンドから二〇〇〇ポンド相当に、資格年齢を二四歳から二八歳以上に引き上げている。また、上院議員の場合は間接選挙（二四の選挙区でそれぞれ一二名の上院議員選挙人を選出し、彼らが各選挙区で一名の議員を選出する）を採用していたので、上院議員選挙人資格を選挙区内で少なくとも五〇〇ポンド相当の相続土地財産所有者とする規定が付け加えられていた。さらに、選挙権資格は、七年間の満期未了の借地権所有者、過去一年間選挙区のカウンティに居住している全家屋所有者および三人の児童の父親と規定していた。基本的にメーソンの規定は、一定の財産を有した自由土地所有者を共和政治の担い手としている。しかし、下院議員より上院議員に対して厳しい財産所有規定がおかれているように、政治家として良識ある判断を行える人物として富裕層に期待していたことがうかがえる。また、選挙権はヴァジニアに定住しているかなり広範な人々に与える規定となっており、非土地所有者を一律に排除するものでなかった点は興味深い。J. P. Boyd, ed., *The Papers of Thomas Jefferson*, (NJ: Princeton University Press, 1950-), 1: 366-83.

(6) 植民地時代と比較して変更されているのは、第一に、三部門の権限配分（本文参照）、第二に、上院（元総督の補佐機関）議員、知事（元総督）の選任方法、そして第

三に、下院（元植民地議会）議員の議席配分の一部変更である。第二の点では、従来とは異なって官職の選任方法に選挙が導入された。第三の点では、ウィリアム・アンド・メアリー・カレッジに配分されていた議席が廃止された。

(7) ≪表2≫を作成する際、田中英夫『アメリカ法の歴史』上（東京大学出版会、一九六八年）八八―八九頁、を参考にした。また、各官職の日本語訳は、五十嵐武士訳「ヴァジニア邦憲法」に従った。ただし、本文では state の訳語について、「邦」を用いず「州」で統一したため、若干異なっている。斎藤眞・五十嵐武士編、前掲書、一三二―三八頁。

(8) 「権利の宣言」および「憲法」はそれぞれ三権分立の規定をおいているが、三権を均衡させる考え方は希薄であった。アメリカにおいて、権力均衡の考え方が重視されるようになるのは合衆国憲法以降であり、その場合、混合政体論の影響が強かったことを有賀氏は指摘している。有賀貞『アメリカ革命』（東京大学出版会、一九九二年）一六〇―六三頁。また、ウッドは、革命当時のアメリカ人が権力均衡あるいは混合政体の理論にまで言及しておらず、三権分立制が官職の兼職を禁じた以上のものではなかったことを指摘している。Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic 1776-1787* (Chapel Hill: 1969; New York: The Norton Library, 1972), pp. 152-57.

(9) 有賀、一六〇頁。*Ibid.*, pp. 135-36, 149-50, 154-56.

(10) Rutland, *Papers of George Mason*, 1: 302.

(11) W. W. Hening, ed., *The Statutes at Large: Being a Collection of All the Laws of Virginia, 1619-1792*, 13 vols. (Richmond: 1809-1823; reprint ed., Charlottesville: Jamestown Foundation of Commonwealth of Virginia by the University Press of Virginia, 1969), 4: 475-78.

(12) 当時の基準からすると、選挙権に財産規定等が備わっていることは当然のことであり、白人男性に限定すれば、参政権はかなり広範に付与されていたとの研究もある。例えば、シドナーは七つのカウンティの人口と課税台帳を検討し、一七八〇年代のヴァジニアにおいて白人男性の有権者は全体の三分の一から二分の一であったと推定している。Charles S. Sydnor, *Gentleman Freeholders: Political Practices in Washington Virginia* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1952), pp. 30-32. しかし、当時地価が安く、土地所有規定が有権者資格を限定するものでなかったとはいえ、依然として参政権から排除されていた人々がいたことは事実である。具体的にいうと、分家しないで家長の土地を耕作している人、小作人、商人、職人といった非土地所有者である。*Ibid.*, p.

35. 彼らは参政権から排除されてはいたが、納税者でありかつ民兵として市民の義務を果たしていた。

(13) 委員会の審議過程でロバート・カーター・ニコラスが、第一条の「すべての人間」の中に奴隷が含まれるのかについて問いただしている。質問に対してメーソンは、「奴隷はヴァジニア社会の構成員ではないので、自由、平等という一般的公理は黒人には適用されえない」と答えていた。Robert Allen Rutland, *The Birth of the Bill of Rights 1776-1791* (Boston: Northeastern University Press, 1983), p. 36.

(14) 斎藤眞『アメリカ革命史研究』(東京大学出版会、一九九二) 八九—九〇頁。

第三章

(1) Hening, *The Statutes at Large*, 9: 175-77.

(2) ジェファソンは、当時大陸会議に出席しており直接ヴァジニア州憲法の制定に加われなかったが、自ら憲法案を起草し革命協議会に送付した。しかし、彼の草案が到着した時には既に「ヴァジニア州憲法」はほぼ完成していたので、同協議会はジェファソンの起草した憲法の前文を「ヴァジニア憲法」の前文として付け加えた。Boyd, *Papers of Thomas Jefferson*, 1: 333-37. また、憲法の領土を確定する規定は、ジェファソンの憲法私案から採用されたものである。Rutland, *Papers of George Mason*, 1: 298. ところで、ジェファソンの憲法私案(第三私案)と「ヴァジニア憲法」とを比較して一番大きな違いは、立法部と司法部に関する規定である。立法部から簡単に説明すると、ジェファソンは上院議員の資格を三一歳以上、任期を三年(再任不可)としていた。また、上院議員の定数は一五から五〇名未満で、議員は下院による指名によって選出されるようにしていた。一方、下院議員の議席配分に関しては各カウンティの人口に比例させる原則を採用し、選挙権は健全な精神を有した成人男性でありかつ、市街地の場合は四分の一エーカーの、農村部の場合は二五エーカーの自由土地所有者とする一方で過去二年間税金を納めた者にも有権者資格を与えていた。また、一定の土地を有しない者に対しては五〇エーカーの土地を付与する規定をおいていた。総じて、選挙権、議席配分の双方で市民間の政治的権利の平等が追及されている。次に、司法部に関してジェファソンは、下級裁判所として従来のカウンティ裁判所と併設して地区裁判所(other inferior jurisdictions)を創設し、上級裁判所として大審院と高等衡平法裁判所(High Court of Chancery)を、最高裁判所として控訴裁判所(Court of Appeals)を構想していた。そして、上級裁判所までの裁判官の任命は知事によって、最高裁判所の裁判官は下院議員によって選ば

れるようになっていた。また、カウンティ裁判所内の官職であった治安判事は、知事によって任命されるものの罪禍があれば控訴裁判所で弾劾される手続きがおかれていた。他方で保安官（第一私案ではSheriffs、第二、三私案ではHigh Sheriffs）と検死官は、毎年下院議員選挙の有資格者によって選出されるようにしていた。その他、ジェファソンは憲法改正についても規定している。Boyd, *Papers of Thomas Jefferson*, 1: 343, 358-64.

(3) *Ibid.*, 2: 314.

(4) ジェファソン、中屋健一訳、前掲書、二四七―四八頁。但し、論文内の用語統一のため、本書では「法令」、「普通法」と訳されているところを、本文では「法律」、「コモン・ロー」に書き換えている。

(5) Hening, *The Statutes at Large*, 9: 175.

(6) Boyd, *Papers of Thomas Jefferson*, 2: 336-657. に法律改正委員会の報告書が全て収められている。しかもボイドによって、一二六法案の制定化作業についての詳細な解説が各法案毎に付け加えられている。それを参考にして《表3》を作成した。また《資料1》は *Ibid.*, 2: 325-33. を訳したものである。

(7) 20、21、79、82の各法案の順で、*Ibid.*, 2: 391-93, 394-405, 526-33, 545-47.

(8) Rhys Isaac, *Transformation of Virginia 1740-1790* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1982), p. 133.

(9) Poter, *County Government*, pp. 91-97.

(10) 一七三八年、フィラデルフィアの長老派会議とヴァジニアのウィリアム・グーチ（William Gooch）総督との間で、長老派教徒の移民がヴァジニア植民地の未開拓地に入植し、その際、入植者がイギリス本国の宗教的寛容法を享受することを許可する合意がなされた。この合意によって、スコットランド・アイルランド系の移民がブルー・リッジの東側に沿ってだけでなく、その後ピードモントにも拡大していく。非国教徒の入植が合法的に認められた背景には第一に、外敵の侵入を防ぎ、植民地政府所在地のウィリアムズバーグからはるか遠方の開拓線を維持するため、第二に、長老派教徒がヴァジニアの良識ある市民でありかつ兵士となることを期待していたからであった。しかも、グーチは入植地が旧植民地の遠隔地であったため、長老派教徒が国教会にとって有害な存在とはならないと判断していた。とはいえ、長老派教徒は入植にあたって、イギリス国王および政府への忠誠を誓約し、国教会を維持するための課税に応じ、かつ国教会を誹謗中傷しないことを義務付けられていた。Charles F. James, *Documentary History of the Struggle for Religious Liberty in Virginia* (Lynchburg, Va.: J. P. Bell Company,

1900), pp. 10-12, 22-25.

(11) *Ibid.*, chap. 2; Isaac, *Transformation of Virginia*, pp. 148-51, 153, 164-77; Madison to William Bradford, January, 24, 1774, Hutchinson and Rachal, *Papers of James Madison*, 1: 106.

(12) James, *Documentary History*, chap. 2-3.

(13) Rutland, *Papers of George Mason*, 1: 319.

(14) Poter, *County Government*, pp. 144-45.

(15) *Ibid.*, p. 117.

(16) Boyd, *Papers of Thomas Jefferson*, 2: 422-23, 578-81.

(17) 五十嵐武士『アメリカの建国』(東京大学出版会、一九八四年) 八一一一、五五頁。同書所収「胎動する共和国の苦悩—トマス・ジェファソンのカウンティ制度改革」において五十嵐氏は、カウンティ制度改革と公教育制度の創設を通して、ジェファソンが同質的でかつ有徳な市民を基盤とする共和国を構想していた点を詳細に論じている。

(18) Boyd, *Papers of Thomas Jefferson*, 2: 579-81.

(19) *Ibid.*, 2: 527-58, 532-33.

(20) ジェファソン、中屋健一訳、前掲書、二六六—六七頁。

(21) 79の前文は、公教育制度を創設する目的を次のように明らかにしている。「最良の政府形態においてさえ、権力を委ねられた者がやがて愚かな支配によって政府を専制に陥らせることは経験上明らかである。専制の発生を防止する最も効果的な方法は、可能な限り民衆一般の精神を啓蒙することであり、とりわけ、彼らに史実についての知識を与えるべきである。それによって、民衆は野心があらゆる状況の下に潜んでいることを認識し、自らの自然権を行使してその野望を打ち砕くことが可能であると思われる。……天賦の才と徳とを自然が授けた人々は、受けるだけの価値のあるリベラルな教育を与えられるべきであり、また、同胞市民の権利と自由の神聖なる受託者として保護されるべきである。そして、富、門地その他の偶然的な条件に関係なく彼らが同胞市民の受託者としての責務を果たすべきことは、公共の幸福を増進するために有益なことと思われる。」Boyd, *Papers of Thomas Jefferson*, 2: 526-27.

(22) ジェファソン、中屋健一訳、前掲書、二六七頁。

(23) 2は有権者の財産資格を未開拓地所有の場合、従来一〇〇エーカーであったのを五〇エーカーに縮小した。また、従来、成人男性と記述されていた資格年齢を二一歳以上と明記している。Boyd, *Papers of Thomas Jefferson*, 2: 337-45.

(24) *Ibid.*, 2: 320.

(25) ジェファソンの一七七六年憲法私案は草稿を含めて三通り残されている。最終案である第三案に基づいて改正

法案との関係をみると、私案は公定宗教制度の廃止、過重な刑罰の廃止、選挙権の拡大およびカウンティ裁判所の官職規定の変更について定めていた。また、限嗣相続の廃止規定は第一私案のみに含まれている。*Ibid.*, 1: 344-63.

(26) *Ibid.*, 1: 308.

第四章

(1) 一七八四年の五月二九日、既に一七七九年に提出されていた法律改正委員会の報告書を印刷する決議がなされ、後、関係者に配布された。Hutchinson and Rachal, *Papers of James Madison*, 8: 48-49.

(2) ジェファソンは、『ヴァジニア覚え書』（一七八一―八二年頃執筆）の中で次の五点にわたって「ヴァジニア憲法」批判を行っている。第一に、選挙権の限定性。第二に、両議院の議員配分の不均衡。第三に、上院と下院の構成員の同質性。第四に、三部門の中での立法部の優位。第五に、憲法制定会議を開催せずに憲法を制定したことである。立法部をめぐる批判が実に四点までも占め、先の三点は立法部の構成に関する批判である。ジェファソン、中屋健一訳、前掲書、二一二―二七頁。そして、一七八三年にジェファソンが起草した憲法私案はこれらの批判を十分に生かしたものとなっている。一七八三年の憲法私案は、原文が一部欠落し財産基準が明らかでないが、「ヴァジニア憲法」で排除されていた民兵の登録者にも選挙権を与えている（一七七六年私案と比較して選挙権が拡大しているかどうかは判断できないが、少なくとも「ヴァジニア憲法」よりは広範な選挙権規定であるといえよう）。また、第二の議員配分については、一七七六年私案と同様、下院は有権者数に応じて議員数が配分（全体で一〇〇以上三〇〇未満）され、上院も下院と同じく各選挙区で有権者数に比例した議席を割り当てるようにしていた。ただし、上院議員数は下院議員数の六分の一と設定されており、両議員間の異質性を確保するために各カウンティから上院議員選挙人を選出する間接選挙を採用していた。第四に関しては、行政部の権限を強化するため知事の任期を五年（再選不可）とし、知事に対して緊急時（外敵・侵略の危険が生じた場合）に行政参議会の助言を得て議会の召集・移転を行える権限を与えた。また、議会に対して以下の権限行使を禁じる規定がおかれた。憲法侵害、宗教上の信条を理由とする公民権の剝奪、個々人の信教の自由を制限すること、戦線における反逆・殺人・違反以外のあらゆる犯罪に対して死刑の命令、反逆罪に処せられている人物の恩赦等である。そして、最後の第五に関しては、一七七六年の憲法私案と同様に憲法改正規定がおかれていた。Boyd, *Papers of Thomas*

Jefferson, 6: 295-305.

(3) Mason to Patrick Henry, May. 6, 1783, Rutland, *Papers of George Mason*, 2: 770.

(4) 独立戦争終結以後、戦争遂行という連合会議への求心力が失われアメリカ合衆国内で様々な利害対立が顕在化する。特に、独自財源、連合内の通商規制権を有しない連合会議は対内的にも対外的にも指導力を低下させていた。そこで、一七八〇年から四年間ヴァジニア代表として連合会議に出席していたマディソンは、連合の分裂を回避し国内秩序の安定を図るため連合規約の不備を是正しようと努めてきた。しかし、連合会議の運営に意欲的に取り組んできたにも拘わらず、マディソンは一七八三年一一月に会議の代表任期を終えヴァジニアに帰郷せざるをえなかった。アメリカの将来を案ずるマディソンは、一七八四年の五月ヴァジニア州議会に復帰しても、州政治の諸問題を片付ける一方で連合の動向を常に注視している。しかも、それだけでなく、約三年間にわたるヴァジニア州議会議員時代においても、マディソンは連合内の通商問題を協議するために一七八六年九月のアナポリス会議開催を推進したり、一七八七年五月の合衆国憲法制定会議を準備する等連合規約改正に向けて積極的に活躍した。

(5) 一七八五年一〇月会期に可決した法案は、2、3、12、14、17、20、21、22、24、25、27、28、29、32、35、37、39、40、41、42、45、46、48、49、51、52、53、54、56、57、58、60、61、62、82の三五法案である。また、それ以前には、一七七七年に5、6、7が、一七七九年には、8、9、10、15、24、55、65、88、93、98、119が、一七八三年には78が、一七八五年には59が制定されているが、一七八五年の審議以前に廃止されたりマディソンによって再提出され議会で否決された法案が多い。8、9は一七八〇年に、55、59は一七八四年に、65、78、88、93、98、119は一七八六年に否決されている。また、それまでの成立の可否に拘わらず、一七八五年にマディソンによって提出されなかった法案は、5、6、7、8、9、15、16、18、19、30、36の一一法案である。一度成立している法案を再提出した理由は、法案が修正されて成立していたため法案本来の趣旨が十分生かされていないとマディソンが考えていたからであろう。ちなみに、一七八六年一〇月会期に可決した法案は、66、69、71、72、73、74、75、76、84、87、97、103、104、105、106、108、109、110、111、112、113、114、115の二三法案である。さらに、一七八九年以降では、一七八九年会期に、100、121の二法案、一七九二年会期には多くは包括法案として90、91、92、93、98、99、102、119の八法案、一七九六年には79が成立している。

(6) 右記注(5)で示したように、119の法案は一七七九年

に内容上大きな変更もなく成立しているにも拘わらず、一七八六年にマディソンによって再提出されて議会で否決されている。結局、同法案は包括法案として一七九二年の議会で成立した。そのため、この法案の可否に関して異論があるかもしれないが、本論は一七八六年以降の動向を重視した。

(7) Rutland, *Papers of George Mason*, 2: 774.

(8) Hutchinson and Rachal, *Papers of James Madison*, 8: 52-55, 9: 147-51.

(9) パリ条約　第四条「両国の債権者が、従来契約したあらゆる善意の債務を、正貨価値において完全に返済を受けることに対しては法律上の阻害をうけないことに同意する。」アメリカ学会編『原典アメリカ史 第二巻』(岩波書店、一九五一年) 二八〇―八一頁 (原文では、旧字体を使用)。メーソンは、一七八三年五月六日にヘンリーにあてた書簡の中で、「条約違反を理由にイギリスが戦争再開の危険を冒さないだろうという間違った考えの下で、ヴァジニア議会がイギリスに対する債務に関して平和条約に違反する法律の制定や決議を行おうとしている」と述べている。Mason to Patrick Henry, May, 6, 1783, Rutland, *Papers of George Mason*, 2: 770.

(10) セクションの分類に関して研究者によって多少異なるが、ジョーダンに依拠して説明する。一八世紀末から一九世紀前半にかけてヴァジニアは、沿岸部からタイドウォーター、ピードモント、ヴァレー、アレゲニー以西の四つのセクションに大別される。一九世紀以降いわゆる東部と称されるのは、タイドウォーター、ピードモントであり、西部はヴァレー、アレゲニー以西である。西部は現在のウェスト・ヴァジニア州全域を含んでいる。Daniel P. Jordan *Political Leadership in Jefferson's Virginia* (Charlottesville: University Press of Virginia, 1983), pp. 6-13.

(11) ジェファソン、中屋健一訳、前掲書、二一四頁。

(12) ジェファソンおよびマディソンが彼らの属するプランター層の利害を排して、独立自営農民に代表される西部の利害を代弁する結果となった背景には、彼らが育った環境および政治的経歴が大きく影響している。二人ともピードモント地方でもヴァレーと接するカウンティ (ジェファソンはアブルマール・カウンティ、マディソンはオレンジ・カウンティ) に育ち、当時は西部出身議員に属していた。また、彼らは大学を卒業すると数年後カウンティ裁判所の官職を経験せずに、植民地議会議員 (一七六九年ジェファソンが二四歳の時) ないしは革命協議会議員 (一七七六年マディソンが二五歳の時) に選出されており、教区委員、カウンティ裁判所を土台とするプランターの支配秩序に囚われることがなかったといえる。

しかも、彼らは独立後ヴァジニア州の行政（ジェファソンは一七七九年六月から八一年まで知事を務め、マディソンはパトリック・ヘンリーとジェファソン知事の下で一七七八年一月から七九年一二月まで行政参議会議員を務めた）に携わっており、州全体を視野においた政治家として活躍してきた。二人がヴァジニアの統治機構改革を積極的に推進した背景を語る際、彼らの以上のような政治的経歴、環境を無視することはできないだろう。

(13) Hutchinson and Rachal, *Papers of James Madison*, 8: 295-96.

(14) 64は、人民が自らの生命、自由、財産を守るために社会契約を結び、この目的のために政府が樹立されているとの前提に立っている。その上で、人民の犯罪行為を抑制するために、政府がベッカリーアの理論に依拠して犯罪に応じた適切な刑罰を実行することを規定していた。ジェファソンは、『ヴァジニア覚え書』の中でこの法案が計画した刑法改革を体系的に解説している。*Papers of Thomas Jefferson*, 2: 492-506; ジェファソン、中屋健一訳、前掲書、二六〇―六二頁。64は、州議会でかなりの修正を加えられながら結局成立しなかった。マディソンは64の審議経過を次のようにジェファソンに書き送っている。「私は何よりもまず、犯罪と刑罰に関する法案の否決を思い出す。予期される反対のほとんどを取り除くために内容の変更が行われてからたった一度の投票で、その法案は否決されてしまった。」Madison to Jefferson, February, 15, 1787, *Ibid.*, 11: 152.

(15) 51はその前文において、「この州議会の会期の初日において、奴隷である者および奴隷女性の子孫であるものを除いては、共和国内のいかなる人物も以後は奴隷的身分とならないことを定める。また、これから先共和国に連れて来られて、まる一年間あるいはのべ一年間になる奴隷は解放されるものとする」とされ、現時点の奴隷は維持したまま、以後流入してくる奴隷は解放される規定になっていた。ただし、法案は奴隷の様々な権利―証人になること、逃亡の自由、武器の携帯、軍役につくこと―を制限していた。また、奴隷による暴動、不穏集会などを処罰する規定もあった。これらは、ほぼ原案通りに制定されているが、奴隷との商取引を禁止する規定がさらに加わり、また、解放された奴隷は共和国外に出国することを定めた箇所が削除されていた。*Ibid.*, 2: 470-72; Hening, *The Statutes at Large*, 12: 182-83. 『ヴァジニア覚え書』でジェファソンは、奴隷の自立を共和国で援助し、ゆくゆくは他の地域に彼らを移住させることを考えていた。そもそもジェファソンは、黒人は白人よりも知的にも道徳的にも劣った人種として捉えていた。さらに、外見的な相違も加わって、たとえ黒人奴隷が解放されたと

しても、共和国における黒人への人種的偏見は根強く存在しており、共和国の市民として統合することは困難であると考えていた。トマス・ジェファソン、中屋健一訳、前掲書、二四八―六〇頁。ジェファソンの黒人観と共和国観については、五十嵐、前掲書、一八―二四頁参照。

(16) 池本氏は、植民地時代後期ヴァジニアの土地投棄がほぼ終了していたのと平行する形でプランターの相続制度が長子・限嗣相続から分割相続に移行しつつあり、相続制度を変更する法案は制度の確認に止まっており、改革的意義が低かったことを指摘している。池本、前掲論文。

(17) Memorial and Remonstrance against Religious Assessments, Editorial Note, Hutchinson and Rachal, *Papers of James Madison*, 8: 295-98. マディソンが公定宗教制度をどのように考えていたのかについては、一七八五年六月二〇日付けの陳情請願書が参考になろう。そこでは、信教の自由は自然権として位置付けられ、その第八条では、次のように人民の自由との関係で国教会の危険性が論じられている。「国教会は社会にどのような影響を及ぼすだろうか。幾つかの例によると、国教会は世俗の権威を破壊して精神的な専制を樹立してきた。また、多くの場合、専制を行う国王を支持してきた。いかなる場合も、国教会は人民の自由の保護者ではなかった。公共の自由を破壊しようとする支配者は、便利な片腕として国教会の聖職者に注目するだろう。しかしながら、公共の自由を保護し維持するために設立された公正な政府は、国教会を必要としないものである。」*Ibid.*, 8: 298-304. 五十嵐氏は「多元主義的政治観の成立―ジェームズ・マディソンの連邦共和国観」の中で、マディソンとヘンリーの状況認識、政治観の違いを対照させながら「信教の自由を確立する法」がヴァジニア州議会で成立する過程を論述している。五十嵐、前掲書、五二―八八頁。

(18) James, *Documentary History*, p. 145. ただし、分離派がかねてから要求していた国教会の有する教会所属耕地（the grebes）を売却し、その売却益を適切に配分する法律は一八〇二年に成立した。

(19) Hening, *The Statutes at Large*, 12: 27-30; Poter, *County Government*, pp. 147-49.

(20) 各カウンティ裁判所が、カウンティを管区（precinct）に分割した上で、その管区の全人口リストを作成するために、各管区の長に一名の治安判事が配されるよう定められた。Poter, *County Government*, p. 118.

(21) Boyd, Papers of *Thomas Jefferson*, 2: 582. カウンティ裁判所の司法機能は、一八〇八年ヴァジニアに巡回裁判所制度が導入されて以降（一七八八年にはその前身の地区裁判所が設立された）次第に低下していった。五十嵐、前掲書、三六頁。

(22) *Ibid.*, 2: 535. 79は一七八五年一〇月三一日マディソンによって提出される以前、可決されてはいないが、既に、一七七八年一二月一六日、一七八〇年六月一二日にも議会に提出されていた。

(23) Madison to Jefferson, February. 15, 1786, Hutchinson and Rachal, *Papers of James Madison*, 9: 267. 79は一七九六年に初等教育に限定して成立した。一七九六年の制定法は、79と比較して公教育の施行方法で規定が異なっていた。第一に、学校の設置は参事官の討議の結果とされ、学校運営も参事官に任された。第二に、カウンティ裁判所が参事官を選出する選挙の実施を決定すること。第三に、教育税の徴収を保安官が担当すると規定された。しかし、一七九六年の公教育法は実施されることがなかった。その理由は以下のように指摘されている。何よりもまず、地域住民が他人の子弟の教育費を負担する教育税原則を受け入れられなかったこと、また、ニューイングランド諸州と異なって行政区画が大きく住民自治が未成熟であったこと、さらに、学齢人口の流動性が激しかったため、初等学校の設置場所や校舎の維持管理が困難であったこと等である。W. W. Hening, ed. *The Statutes at Large of Virginia*, 1792-1806, 3 vols., (New Series), Being a Continuation of Hening (New York: AMS Press, 1970), 2: 3-5; Williams Arthur Maddox, *The Free School Idea in Virginia Before the Civil War* (New York, 1918; New York: Arno Press & The New York Times, 1969), pp. 16-17.

(24) Maddox, *Ibid.*, pp. 44-46.

(25) Madison to Jefferson, February, 15, 1786, Hutchinson and Rachal, *The Papers of James Madison*, 9: 267-68. 三人の委員は議会の議員ではなく、またペンドルトンとウィズは当時ほとんど引退状態にあった。結局、制度改革の機運が低下する中で、新たに創設された法律改正委員会は大きな成果を挙げることはなかった。しかし、議会は一七八九年、一七九〇年にも法律改正委員会を創設している。一七九〇年の委員会は包括的な改正法案を一七九二年に議会に提出し一定の成果を上げるが、もはや一七七六年の法律改正委員会ほどの改革的意義がみられなかったとボイドは指摘している。Boyd, *Papers of Thomas Jefferson*, 2: 323-24.

第五章

(1) 一七八三年の憲法改正要求以降ヴァジニアにおいては、一七九六年フレデリック・カウンティおよび一八〇六年パトリック・カウンティからの憲法改正要求、一八一六年スタントン協議会、一八二四年の新スタントン協議会の開催としばしば憲法改正運動が盛り上がった。そして

一八二九年には正式にヴァジニア憲法改正会議が開かれるに至っている。これらの改正要求の中にはもちろん統治構造の改革も含まれていたが、州議会選挙区の議員配分の見直しおよび選挙権の拡大要求が常に大きな柱であった。議会は西部を中心とする改革派の批判をかわすために、一八一七年には上院の西部議員配分を従来の四から九議席に増やす措置（ただし、東部も一三から一五議席に）を講じていたが、結局、圧倒的な民衆からの憲法改正会議開催要求を無視することができなくなり、一八二九年から一八三〇年にかけて憲法改正会議が実現した。会議では、選挙権の拡大、議席配分の平等、行政参議会の廃止、知事の直接選挙およびカウンティ裁判所の民主化要求がジェファソンの憲法改革理念を受け継いだ改革派から提出された。しかし、現政治体制を維持しようとする保守派の反対にあって一七七六年憲法を抜本的に改革することはできなかった。この時期公教育分野では、一八一〇年ヴァジニアにおける教育を助成するために没収地、没収物および罰金等を財源にして教育基金（Literary Fund）が設けられている。基金は一八一六年に大幅に増資され、その運用をめぐって議会においては総合大学を新設するか初等中等学校を助成するかで活発な議論が行われていた。そのような中で、一八一七年には既に政界を引退していたジェファソンは再度公教育法案を作成し、あくまで住民の自治と税金によって運営される公教育制度を築こうとしていた。結局、一八一八年に新たな公教育法が成立するが、貧困児童を助成対象としており全階級を対象とする公教育制度は実現しなかった。Merrill D. Peterson ed., *Democracy, Liberty, and Property: The State Constitutional Conventions of the 1820's* (Indianapolis: the Bobbs-Merrill Company, 1966), pp. 271-85; J. R. Pole, "Representation and Authority in Virginia from the Revolution to Reform", *Journal of Southern History*, 10 (1976); Maddox, *Free School Idea*, chap. 4-5.

The Constitutional Reform after the American Revolution
— in the State of Virginia —

Hisayo KUSHIDA*

1 Introduction

2 Transformation from a Monarchy to a Republic
(1) The Declaration of Rights
(2) The Constitution of a New Government in the State of Virginia

3 The Committee for Revision of the Laws
(1) Creation of the Committee of the Revision of the Laws
(2) Committee's Report for the Revision of the Laws— 126 Revised Bills
(3) Thomas Jefferson's Plan for a New Republic

4 The General Assembly of Virginia after the War of Independence
(1) James Madison and His Efforts toward the Enactment of the Revised Bills
(2) Result of Thomas Jefferson's Plan for a New Republic

5 Conclusion

ABSTRACT

In Virginia, the American Revolution resulted in the maintenance of the highly traditional social order of pre-revolutionary times, unlike in Pennsylvania. Although the Revolution changed Virginia's government from a monarchy to a republic, the planters and the ruling class had not intended to drastically alter

*Doctoral Student, Hokkaido University.

the political system from that of the colonial period. Therefore, the Committee for the Revision of the Laws, which was established in 1776, tried to overthrow the planter's rule and create a new republic based on virtuous citizens in Virginia. This paper aims at describing the nature of Virginia's republican government by examining the activities and the significance of the Committee of the Revision of the Laws.

The first chapter examines the position politics held in post-revolutionary times.

The second chapter deals with Virginia's constitution. Although political leaders produced a system of government with the legislative over the executive because of experiences of British tyranny, they would not reform the planter's ruling order based on the parishes, county courts, and so on. Moreover, because the constitution limited suffrage to white men with property, many people, white men of little property, women, and blacks, remained excluded from Virginia's political society ever after the Revolution.

The third chapter analyzes a report of the Committee. The Committee which consisted of Thomas Jefferson, George Wythe, and Edmund Pendleton, introduced 126 revised bills before General Assembly of Virginia in 1779. Most of the crucial bills were drafted by Jefferson, who severely criticized the Constitution of Virginia. In this report, it is notable that these bills were intentionally based on a new Commonwealth'plan, pillar of which was "the institutional transformation from a monarchy to a republic". Concretely, the Committee tried to accomplish "the Second Republican Revolution" by two means: first by abolishing persistent monarchical institutions such as the established church system; second by creating a newborn commonwealth of Virginia.

The fourth chapter describes to what extent Jefferson's plan could be complemented by James Madison in the General Assembly of Virginia from 1785 to 1787. Jefferson's plan to reform Virginia's traditional order was only partially realized, in spite of Madison's effort. One of the most important bills, Bill No. 82 which prescribed the abolition of the established church system, was adopted in 1786. However, other bills such as Nos. 79－81, 95, were rejected. Various factors obstructed the passage of crucial bills. Among those factors were economic

depression, social disorder after the War of Independence, and legislators' reluctance to reform the political system.

Finally, the fifth chapter suggests that Virginia's politics in the first half of the 19th century would be dominated by Sectionalism, which had already appeared in the General Assembly in the 1780s. This Sectionalism means mainly between the Eastern planters and the Western freeholders.